

市町村合併調査研究特別委員会

平成14年12月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎西谷 剛周 ○野呂 民平 松田 正
中川 靖広 喜多 郁子 吉川 勝義 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
総務部長 植村 哲男
企画財政課長 池田 善紀 同課長補佐 山崎 善之
同課長補佐 西巻 昭男 同係長 加藤 恵三

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員が出席されておりますので、ただいまから、市町村合併調査研究特別委員会を開会いたします。
はじめに町長のごあいさつをお受けいたします。

町 長 （ 町長あいさつ ）

委員長 次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、喜多委員、吉川委員のお二人を指名いたします。
本日の審査内容は、お手許に配布しておりますレジメのとおりです。
（1）市町村合併について、①合併協議会設置請求にかかる経過についてを議題と致します。 理事者の説明を求めます。

企画財政 課長 （資料1により説明）
以上が法定合併協議会設置請求に係る経過でございます。なお現在7町で合併協議会設置についての議案の提出につきましては、先ほど町長の挨拶にもありましたように、平成15年2月4日に臨時議会を開催していただくことを予定し準備をいたしております。またその議案提出の準備として現在合併協議会での規約についても7町で協議をいたしているところです。現在7町の各助役等で構成します広域市町村圏合併研究会での基礎資料のまとめにつきましては、12月20日に開催される研究会でとりまとめができる見込みであります。その後12月25日の広域圏協議会に提出していただいた後、各委員さんにお示しできると考えております。

委員長 説明が終わりましたので、意見質疑があればお受けします。

喜多委員 署名の審査結果の報告を受けたのですが、無効は135ということですが、こういったものが無効とされたのかお聞かせください。

総務部長 筆跡が同じであったり、同じ印鑑が使われていたり、生年月日が間違っていたりとそういったものであります。

松田委員 今申し上げていいのかどうか、どういう取り扱いがされてるのか分からないのですが、経過についてはこのように書かれていて進んできていますが、問題はこれからの対応ですよね。ですから事務的なことで、あえて念のため説明を受けておきたいと思いますが、2月4日に臨時議会が開かれる、これは当日即決を必要とするものであるのか、あるいは会期が設定されて、そして審議をすることが認められているのかどうか、法定手続きの問題、その辺の関係が1つ。

2月4日の協議の結果によることはもちろんですが、だから仮定の話になって申し訳ないのですが、設置をするというように決まった場合、後協議会の協議期間についてどういうふうに定められているのかということですね。規約の設定の関わりにもなってくるのですが、協議会の構成メンバーについて議会も入ると思うのです。その際に協議会との関係があるのですが、4月に選挙が行われるということになりますと、協議会を設置して期間がどう決まっているかによりますが、途中で議員が失格をしてしまうことになると思うのです。その場合に必然的に審議は中断することになるのか、あるいは継続されていったとしても、議員から選出された委員がいなくなるという状態になりますので、そういう関係についてこの協議会はどうなっているのか。実質的な審議は選挙後に約束されることになるのかならないのか、その辺どう設定されていくのか、事務的に手続きとしてはどのようになってくるのかお聞きしておきたいと思います。

企画財政課長 まず2月4日臨時会が開催されますと、各市町村の事情によりますが、その日のうちに即決される議会もございまして、継続審議をされる議会もございまして。例えば和歌山県の方でも住民発議があったのですが、その合成町のところである町では即決された町もありますし、継続審議が必要ということで、継続審議がされたところもあります。

それと協議会の期間ですが、今回につきましては住民発議で行われたものでありますので、今7町で考えておりますのは、合併協議会の規約につきましてほとんど施行日につきましても7町の長が協議して定めた日となっております。協議会のメンバーにつきましても、7町の長の協議により定めた日となっております。これは始めから住民発議ではなく上程する場合につきましては、それらのことについても決まっておりますけれども、現在住民発議の場合につきましてはそれぞれ7町の長が決めることになってまいります。ですから臨時議会が仮に可決となったその後7町の長で協議されることになってくると思われます。そういうことからメンバーにつきましても、まだ決まっていない状況で規約の方を整理させていただいて上程させていただくことになってこようかと考えております。

総務部長 改選の時期でありますので、恐らく協議会がされたら実際にスタートするのは6月ぐらいからでないかと、我々事務担当の中では理解しております。4月に選挙がありまして、5月頃にそれぞれ議会に配置されてそれぞれの役員が改選されていくわけですが、この協議会の委員の中にも議会からの選出もお願いしなければならないと考えています。それでも今の議員さんさんの中で選んでいただけるということになれば、いわゆる議員失職ということで新たに選び直していただくことになると考えています。

松田委員 一番聞きたいのは、いつまでに結論を出さなければならないかという期間の制約があるのかということなんです。そうしないと協議会が設置しても結論がいつになるかわからんということでは困るのではないかというように思うので、一応の制約があるのかどうかということが2番目の関係なのですが、最初の質問の関係は協議会設置の臨時会の期間の関係なのです。これも協議会設置についてイエスかノーか関係は期間が定められているかどうかによって、議会審議のあり方は変わるのかなというふうに思うのです。これはよけいなことかも知

れませんが、私はこの関係によって議会運営委員長の立場からいきま
すと、臨時会が開かれることについては分かるんだけど、その後の
会議の取り方について一応協議しておかんことになるかどうかという
ことがありますので、その辺を聞かせてほしいと思っている。

企画財政
課長 これにつきましては法律で期間が定めておらないです。ただし住民
発議の趣旨からいたしまして、それだけ長くたとえば1年とか延ばす
のは好ましくないと言われております。だいたい半年以内には結審し
ないと署名された方の意向というのもございますので、それは議会
の方で結審していただくのが通例になっていると聞いております。

松田委員 不勉強で申し訳ないのですが、少なくとも協議会設置の関係で署名
して住民運動のときでも、この面については臨時会はいつまでに開か
ないかんという関係はきちっと決まっているわけですね。それにも関
わらず協議会設置後の関係についてはまったく期間の設定がないんだ
と、いつでもいいんやと、どれだけ時間をかけても今審議中だと、そ
れはだんだん引き延ばしていくことになっていくと思うのですけれ
ど、そういうことが許されるのかな。協議会設置の関係は署名が有効
であればいつまでに議会を開いてやりなさいと延ばすことができない
ことになって制限しているのです。にもかかわらず、設置した後にま
ったく制約なしにいくという考え方になるのかどうか疑問に思うので
す。

企画財政
課長 私どもの方もそのことについては心配がございましたので、県の市
町村課の方へも問い合わせをいたしました。そうしたところ今申し上
げましたように、議会は60日以内に町長は招集して上程しなさいと
なっていますが、審議結果についてはいつまでという期限については
法的に規制していません。ただし先ほど言いましたように、住民発議
の趣旨から言って、そんなに長く結論を出すのに延ばす案件ではない
ですよという答弁です。

松田委員 であるとすれば、協議会が設置された後の関係の運営は協議会がつくられていいわけですから、そうすると規約の中で一定の期間を定めて、いつまでに結論を出さねばならんという関係の規約上にそのことを盛り込むべき考え方があるのかどうか、このことについて聞かせてください。

総務部長 合併の関係については、17年3月までにしなければならんという縛りがあることになっています。それまでにいろんな関係について調査し協議していただくという方向の中で、それで住民にも説明会を催して最終的に決めてといくということになりますので、それらを残る期間でやっていかなければ、会の目的が達成しないということになりますので、そういったことで自ずからその期間の間にそうしたことをしなければならんということになってくるだろうということです。

松田委員 すっきりしないような気がするのですが、仮に2月4日に一定の結論が出て、協議会を設置するという方向が確定したということでありますけれど、先ほどの答弁を聞いていますと実質的な審議というのは6月になると、6月になって実質的に審議ができる形が整ってそれから審議が進められていくことになるのですけれども、その審議がいつまでに結論を出せということはまったく決められていないという関係でしたら、一体どうなるのでしょうか。そういう制度のものなののでしょうか。その辺のところは是非の関係はどうあったにしろ、1つの区切り区切りのことがきちっとされていないと、そこでの関係についてはどうなるのでしょうか。まだ分かりませんか。

総務部長 恐らくそういった会ができましたら、17年3月までの進め方についてどのようなことで進められていくのかというのが、同じように示されていくということになると思います。

野呂委員

特例法は、実際今まで65年から5年ごとに改定されてきているということですね。今政府が言っているのは2005年3月をもって追加延長はしないということを盛んにいっていますね。しかし今までずっと5年ごとに改定してきて次に改定しないということになると大問題になると思うのですが。今の状況から見ると、2005年3月までに日本全国でいったいどれほどの合併が促進するかということになりますと、後3年ですね。準備に要する時間が2年いるということですね。實際上この1年で法定合併協議会をつくって、それで結論を出さないかということになると、新聞報道でもいわれていますように、来年早々につくってやらなければ間に合わないと思う。

その辺で疑問と思うのは、非常にどたばたした住民に徹底して内容を知らせるといことがなおざりにされるのではないか。そういう中で合併論議にならざるを得ないと思う。それが今朝の新聞に載っていましたが、当麻と新庄の2町の合併問題で大きな運動が起こっていますね、そういう具合になりかねないと思うのです。私は合併というのは今日の朝日新聞にも載っておりましたが、斑鳩町の過去の合併について少し触れておりました。名前問題で決着がつかずいわゆる斑鳩という字で決着を付けたと報道されてますけれど。非常にそういう点でなかなか住民合意を得るのが難しい。そういう場合に私は今回の法定期限は合意が得られるのかどうかということに大きな疑問を持っているわけです。ですから政府が言うように平成5年で特例法は延長しないんだというようなことを言っても信じられない側面があると思うのですけれど、その辺については町はどう考えているのか。私はこの観点から言うと、この法律というのは今後とも5年をすぎた後も改定されるであろうし、また改定されないと実際上それ以降合併するところが出てきた場合、同じような対応をせざるを得ないと思う。そういうことで急ぐことで非常に疑問があるわけですが。

町長

平成17年3月の期限で特例法が切れるわけですが、その後どうなるかということも、今現時点で仮に15年の3月で手続き上で22か

月かかるのです。2年近くかかりますから、15年3月で合併協議会ができなかったら無理だということになってきます。我々としても17年3月でこの特例法を受ける中で今後総務大臣にどうなっているのかということで、大阪でシンポジウムがあったときのことを聞きますと、17年3月でということしか発言をしない。やはり17年3月の特例法の大枠の中でやってほしいということを申されています。やっぱりこの関係等については8割強が検討に入っているということですから、非常に市町村会でも問題になっていますのは、小さい町村がどうするかとか、枠組みがあります。

いずれにしても、17年3月の特例法が切れても合併そのものについての機運も盛り上がっていますから、何らかのそういう関係等については一応切れるけれども、そのまま放っておくということではできませんし、今問題になっていますのは特に先日から新聞に載っています市町村合併をめぐっての住民投票が非常に増えてきたと、なかなか決めにくいということがあるわけです。住民投票を新聞で見ますと、町長とか議会が先行して、住民の意向がどうあるかということで毎年議論がされているようでございまして、それを聞いていく中では住民投票が一番いいのではないかといういろんな情報もございまして。そういうことも踏まえながらそういう関係等については17年3月に特例法は切れますけれども、私は何らかの措置はされると見ております。ただ特例債にしても借金ですから、自治体の抱えている借金を棒引きにするというのだったら、明らかに合併は前向いていきます。ただやった以上はお金は貸してくれますが、必ず後世で払っていかねければなりませんから、その辺の所を十二分に考えないと、奈良県の農協が1本化するときには結局奈良県がいくらか補助金としてやっていますから、こういう合併はありえても、この市町村の関係等についてはやっぱりつけが後世に回りますから、その辺が難しい問題だと思います。

松田委員 2月4日に臨時会を開いて、協議会設置についての是非を決めるわ

けでしょう。実質的には審議は6月に入っているといわれるわけですね。そうしますとたとえば2月4日に臨時会を開いてこの問題について結論を得ずに継続審議ということにしたとしても4月の選挙で失効してしまうから、継続審査にはなりませんね。そうすると臨時会の時に設置について否決すれば別ですが、設置しようとする方向でまとまりを見るということにした場合、設置をするという方向を決めて協議会の発足時期を実質6月という関係で決めて、一応現在の議員が委員とする。という関係と、あるいは選挙で合併問題が1つの焦点になってくることは間違いないのですが、その辺の扱いで結局臨時会を開いて決めても実質的に全然発足できないということになってまいりますとどうにもならないし、そして設置もされない。ということになりますと、この2月に臨時会を開いて設置を決める。その発足の時期を決めていくのが可能なかどうか。その間にいわゆる6月実施ということを入れるのかどうか、あるいはそういう決め方が可能かと事務局としては考えるのかどうか。その辺はどうですか。

企画財政
課長

この規約につきましては7町同一の規約でございます。たとえば斑鳩町単独で規約を出す場合、議員さんの意向を尊重して、たとえば施行については何カ月以内にしなさいというのは可能ですが、7町というときには協議が整えば可能となってまいります。斑鳩町単独では難しい問題であると思います。

松田委員

難しいとか難しくないとかというよりも、実質的にこの問題の7町の関係が出ているわけです。7町で調整しなければいけないことは事実ですよね。だから臨時会もそうなるのですよね。その際に配慮しなければならぬ関係は今言っているものとかあるんじゃないですか。とすると事前に7町の関係で調整してどう取り扱うかという相談があって、そしてそれが規約の中に盛り込まれるとか、あるいは入れるとか入れないという関係は当然話し合われてきて、そのことが議会における1つの判断の材料になってくる。僕は大きな要素になると思うので

す。その辺について調整なり、問題点として協議をしてみる気があるのかどうかということになってくるだろうと思う。そのことがなかったら、どことも結局臨時会開いていろいろ聞いてみても、わからんわからんということになってきたら、審議のしようがないわけでしょ。その辺のところをきちっと調整をされていく必要があるのではないかな。またそういうことでなければ選挙という関係、7町みんな選挙になるわけですね。そこらをきちっとしてもらっておかないと、せっかく決めていけるけれどどうなるのかということ。せっかく急いで決めながら審議ができない。それなら新たに選挙した後、新しい人事で決めてもらったらいいという議論になるわけです。そういうことになるとなかなか判断がつかんと思うのです。その辺はちゃんと明確に、7町で今後臨時会の日を決めるだけでなく、協議会の内容についてどう問題を取り上げていくのかという関係もいろいろ協議して提起して、臨時会の際には規約上のそういう内容が明確に出きるようにしておいてほしいなと思うのです。

町 長 今松田議員のご指摘の関係等について、7町の町長が寄った中で、平群町の町長選挙が1月21日から1月26日までございますので、平群町の町長選挙を睨んで2月4日と決定させていただいた。1月26日に選挙の結果が出ますから、その後に7町の町長が寄ってそういう方向付けをしていかなかったら。この4月には河合町の町長選挙がございまして、そこらを踏まえる中で7町の町長が寄って、ある程度そういう関係について整理させていただいて、しかるべき関係等については議会に報告するというのをさせていただきたいと思います。

野呂委員 最初の説明で7町の担当者会議のとりまとめは12月20日頃できるということですね。それが私どもの議会にいつ頃配布してもらえるのか。

企画財政 これを受けて12月25日広域圏協議会がございしますが、それが終

課長 わった後に各関係者の方にコピーを配布したいと思います。年明けに皆さんに配布できると思います。

野呂委員 合併協議会は法律上どのように規定されていますか。盛んに説明が、合併の是非を含めて論議するというように言っていますが、実際はそうになっていないと思う。

企画財政
課長 これについては一般質問で里川議員さんが同様の質問がされておったと思います。その時も答弁させていただいておりますが、法律上においては合併について協議するとなっております。ただ最近の場合を見まして、やはり広く協議する場という趣旨もございますので、是非を含めて広く協議するという協議会の規約があるところも相当多く出てきております。

野呂委員 そういう説明を言っておりますが、實際上合併協議会が設立された後、その是非を含めて論議する場をどういう形で持たれるのか。

企画財政
課長 それについては合併協議会の方で協議されると思います。

野呂委員 マニュアルにはそういうのはないのと違うの。

企画財政
課長 規約の中に合併の是非を含めて協議するとなってきたら、合併協議会の中でそれについて協議されるということでございます。それについては先例がいろんな所でございますが、それらを見てもそういう経過をたどっております。

野呂委員 そこのところは法律上は合併するということで設立されたものであって、必ずしもそういうものを補償するというにはなっていないわけです。しかもそれが設立されたところで、そういう合併をしない

という論議は実際には行われないと、合併に一直線に向かって行くというのが大体の実例です。そういうことを心配しているわけです。わずか1年の間に合併する方向ばかりが段取りができて、合併しなかったら一体どうなるのか、どういう問題点があるのかという論議が非常に不十分な形で結論づけられるように思うのです。そういう点については保証されるのかということです。

町 長 この関係等で法定協議会を設置いたしまして、最終的に住民投票でならなかったのが1つございます。それは土庄と池田でしたか、そこで法定合併協議会をつくって設立しながら、最終的に住民投票したら結果的に合併は反対ということでご破算になったところも1箇所あります。いろんなケースが出てくると思います。この法定協議会を設置しても流れの中では、住民からいろんな請願・陳情なりが出てくる可能性もございませうか、やっぱり協議会の中で十分審議をする中でどうあるべきかということを探っていくのが当然であって、必ずしも合併ありきということにはなっていないと思います。最終的には住民の考えだと思ひますし、それらを考えますと最近特に住民投票がかなり増えてきて、来年位からは非常に増えるのではないかと思ひておりますし、そこらを十分にしていかなかったらいけないと思ひます。やはり明日香、斑鳩は全国的に注目されていますから、簡単に名前が消えますということにはなっていないと思ひますし、やっぱり斑鳩というものについて十分考えていかなかったらそう簡単にはいかないと思ひております。

議 長 先ほどの合併協議会が可決になった場合ということで、いろいろ松田委員から質問があったのですが、その時に植村部長の方で6月ぐらいになるのではないかと、議会の選挙があるのでというような意見だったのですが、確かに広域の議長会でもそういう意見を言われる議長さんもおられることは事実なんです。その中で、池田課長が法律では規定されていないが、住民発議の趣旨から長い継続は好ましくないとい

うことは、あくまでも60日以内に付議されまして議会として判断しなければならない。それが住民発議であるから余り長いのはいいことないというのは常識的にも分かります。そうした中で松田委員がおっしゃったように、もし可決になったとき、立ち上がりの時期、丁度統一地方選挙で7町の町議会が全員洗礼を受けます。そしてまた町村会の会長であります河合町の町長選挙も統一選ですので、まったく同じような立場で、植村部長がおっしゃるのは普通の見方かなと最初思ったのですが、その後の池田課長からの話から言えば、やはり町長も後でおっしゃったように平群町長選が終われば直ぐにそういうことも踏まえて、是非とも協議してほしいなと思います。こういうことを言ったらおかしいですが、住民発議を受けて議会また町長らも、住民のために合併協議会を設置して議論しなければいけないという結論を出したとしたら、やはり出したメンバーで第1回目の協議会は立ち上げてもらうというふうに配慮してもらいなと思う。自分らの今の議会が判断したと、今の町長が判断したということですから、町長もこの前の出馬表明の中で、この難しい時期を喜びに変えて再度出馬しますというような意見を言われたと新聞報道していますし、この2月4日という日が一応法的な付議する期間であると、そして仮に可決になった場合は、やはりその合併協議会の設置の第1回目は岡井町長は会長としてやりたいだろうと思いますし、同じようにこの議会が可決になった場合はこの議会のメンバーが第1回目の立ち上げをする。確かに任期の問題もあります。その中で交替せざるを得ないというのは仕方のないところで、議会としての判断を尊重しようそれが住民発議によるものだ、そして池田課長も結論を長引かせるのは好ましくないだろうというような意見を言うておられますので、是非とも今度設置するときは、この私たちの任期の間に第1回目を設置してほしい。そのように申し入れをしておきます。よろしくお願ひします。

総務部長 何れにいたしましても、今月の20日に事務担、助役を含めた会議がありますので、そういったことを会議の中に入れまして、どうい

方向になるかは結果としては分かりませんが、そういった意向を示してまいりたいと思います。

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。本件については説明を受け、一定の調査、研究をしたということで終わります。

次に、（２）その他についてであります。先般7日の日に実施いたしました町の合併についての住民との懇談会について、各議員には当日の会議記録を既に配布させていただいております。

今回の分につきましては私自身として非常に住民と我々議員が直接話をする機会というのが初めてでありましたし、賛成反対それぞれの住民の皆さんからいろんな意見を聞かせていただきました。スケールメリットを得て合併をすべきだということ、反対に斑鳩らしさが消えるのではないかと心配している方、また法定合併協議会について若干住民の皆さんとの認識の違いというものがありましたし、そういう意味では非常に貴重な懇談会であったような気がいたします。このことにつきまして、懇談会の記録の中の分も含めてで結構ですので委員皆さんから意見があればお受けしたいと思います。

野呂委員

住民の方はいわゆるこういう懇談会をもっと持つてほしいという意見が出ていましたね。やっぱり一定スケジュールというかそういうものができるのかできないのかを含めて方針をださんとあかんと思う。それと、当委員会は今後どういう形になっていくのかということですね。臨時会以降どういう形になるのか。もう1つはこれだけの少人数の委員会でこんな大きな問題を論議していったいいのかという問題もあります。他市町村を見ましても全員でやっているとかいうようなことですね。その点も含めてこの委員会の役割、活動はどの程度になるのかを含めて一度意見を交わしておかないといけないと思う。

委員長

今野呂委員の方から当委員会の部分につきまして、2月4日以降法定合併協議会が設立するという形になったとしたら、後委員会として

議会全体という形の中での役割というのは、そしたら当委員会の役割は終わるから、仮に引き継ぐという形になればそのまま続けていかなんという事態が起こってくるという問題が出る。

それと事務局の方から年明けにはこれまでの7町のデータを配布するというのですが、その配布された分について議員それぞれが理解するためにはそのデータをもとにまとめられた事務局と意見交換をする機会が必要だと思う。その為には2月4日までに議員全体で委員会はもちろんのこと議員全員でそのデータを含めて質疑する機会を設けるべきではないかと思うのですが。

年明けに出てくる7町のデータについての説明会を開催するという事について、皆さん方のご意見をお聞きしておきたい。

喜多委員 先日住民皆さんのご意見を聞かせていただいた中で、2月4日の臨時会を想定しながらの説明であったから、法定協議会設置の決議をする前にもうこれ1回きりしかしないのかという声もあったと思いますし、まず委員会の存在よりも2月4日までの期間に何回かああいうスタイルで住民の皆さんと会話をするのか、もちろん12月20日に研究会の結果が出てくる。その資料が私どもの手元に届くのが来年の年始めということになって、その資料を見ながら2月4日に向けて住民対話をしていくのかいかないのかということも合わせて対応はどうしていくのか。

吉川委員 私はあまりやらない方がいいと思う。やっぱり合併協議会ですることを協議してもらわないと、先にやってしまうと圧力になることもあるし、やはり合併協議会の中で協議してもらおうというのが先決だともう。

喜多委員 内容じゃなくて先日のようなスタイルで皆さんのご意見を吸い上げるようなことはしないのか。心配してらしたからいつているのです。内容を言って結論が出るわけではないし、誤解と言ったら行けないけ

れど、冒頭に委員長が認識の違いがあったと言われましたが、認識の違いは当然だと思うのです。そういう説明方の集会は私としてはいいように思います。この間も結構活発な意見が出ていましたので。

中川委員 合併協議会が設置されたらどういう人でメンバーが校正されるのか。

企画財政課長 一般的には行政側から数名、議会側から数名、あと町民代表が数名と、それらについて各町から出てこられることになります。

中川委員 住民代表はどうして選択されるのか。

企画財政課長 これにつきましてはいろいろな行政の審議会でも一緒であります、学識経験者から選んでこようかと思えます。

中川委員 学識経験者は町内で何人おられるか。

町長 学識経験者と言う中で、連合会とか婦人会とかそういう団体の方とかいろいろあると思えます。

中川委員 一般応募して人数が多かった場合、誰が指名するのか。

企画財政課長 一般的に一般募集する場合は警察立会のもと抽選でやっております。

委員長 今一般的にやられているのがそういうことであって、7町になったときにはそのメンバーの中でどういう構成にするのかというのが決められるだろうし、議員の配置は少なくとも住民の民意を議員が代表しているという解釈でいいのかなと思う。

この前の懇談会では住民の方から何度も開いてほしいということが

あったのですが、ただ私もその時申し上げたと思うのですが、実際には全くデータの無いままで住民懇談会をする中では、相当住民の方からデータもなしに懇談会をするのかとおっしゃっていました。それについては実際合併協議会が出る中でいろんなデータが出てきます。そのデータを含めて、法定合併協議会の中でもっと細かい住民の個々の地域地域の意見を聞いて回るのが法定合併協議会の中での1つの役割だと思う。

私自身としては、日にちがない中で少なくとも年明けに資料をもらい、その後議会が行政から資料についての説明会を受ける。仮にするとしたらその後しかできないという中では、ちょっと無理かなという感じがしていますし、仮にやっても前と同じような部分で掘り下げた意見というようなものは出ないように思う。実際に法定合併協議会の中でああいう集め方ではなく、もっと地域に向けて法定合併協議会の中でそういう住民の意見が集約されるのではないかと思う。またそうあってほしいと思う。

野呂委員 1つは時間がないということですね。当委員会を開くにしても後1回ぐらいしか事実上無理ではないかと思う。その中で出るのは7町の事務担のまとまったものの説明を受ける。そういう具合の会議になるのではないかと思う。そうすると住民から話が出ていた、いわゆるこういうものをやってくれないかということで、住民としては情報を求めているということですね。それでこの委員会が了承するならば、住民と一緒に説明を受けると、極端に言えば全員協議会、全議員という形のものしかないのではないかと思うのです。だから時間的な制約の中でどのように情報公開をやっていくかということですね。それは理事者側と相談して決めていくしかないのと違うか。

委員長 委員会としては7町のまとめを資料にして説明を受けると思うのですが、その時に唯一野呂委員がおっしゃっている部分だったら、当然委員会では傍聴ができます。仮に全協をしても傍聴ができますので、

そういう方が傍聴にきてもらって聞いてもらうというのは可能だと思うのですが、仮に議員は議会として説明を受けて、あとまた住民と行政ということになれば、この話になれば、法定合併協議会の中でされる作業ではないかなと思うのです。逆に混乱を避けるためにも住民との懇談会は具体的な7町のデータを持ち、それぞれの長所短所、あるいは問題点を把握した中で住民と意見を聞くというのはいいが、今の段階では早急すぎるのではないかな。まったく住民との聞く機会がないということではなく、今幸いにして斑鳩町では全協についても住民の傍聴を認めているわけですから、その中で対処できるのではないかと思います。

野呂委員 今朝の新聞ではまさに合併については當麻と新庄は、悪く言えば水面化で進められてきたというような報道内容でしたね。結局もっと早くから住民に広く知らせるべきであったと。その反動がああいう形になって住民運動になって出てきたというような解説がされていたと思うのです。そういうことから言うと、今出ているデータについて議会だけである必要もないと。議会としては今回のことについては重要やから別に回覧でも回して全員協議会の場で説明を受けますと、できるだけたくさんの方は聞きに来てくださいというような案内をするか、何か先日の意見を受けて考えて斟酌してやるならそういう措置をとるべきではないかと思う。

松田委員 自分自身の自戒も込めてですけど、合併問題というのはいわゆる上辺だけの議論に終わっていると思う。だから合併するかどうかという関係の判断とか意思決定というのはやっぱり町議会の権能に委ねていると言われてますね。だからその自覚を我々自身がどうもつかということにかかってきていると思うのです。その為に一体何が必要なかということ、議員自らが合併問題の是非について確たる根拠が持ち得ない、否定するにしろ賛成するにしろ。だからまず自らがその確信をもてるようにするために行政側にいろんな資料提供を求めているとい

う段階だと思うのです。だから少なくとも住民に呼びかけたり語りかけたりする関係については、それなりのいろんな確信を持って語り合えるという姿勢態度、勉強というものが必要と違うのか。今はその段階だと思うのです。これは遅いか早いかは別にして。そして今一番何なのかというと、我々の権限という関係を遺憾なく間違いなくどう発揮できるかということの勉強をしているのですが、そういう判断に至る過程については住民も同時に一人ひとりが合併の是非について判断できるような材料をどう提供していくかということが一番の課題だと思う。ですから我々が入手する形は我々だけに示すのではなしに、必要なものについては住民に積極的に住民一人ひとりが選択できる材料をどう提供するか、このところにあると思う。だからその材料を提起しなければ判断ができないのではないかということですから、そのことに集中すべきだろうと思うのです。そして具体的な議論の関係については先ほど吉川さんも言われていますし、委員長も言っているように、協議会の中でそういう議論が必要だろうと、また可能になってきている。先ほど言われていますように規約の基本については是非をあらゆる角度から議論する場として協議会を設置するという方向をつけたいと言っているのですから、そういう限りにおいては法定協議会というのはむしろ合併を前提に進めていくという話的に理解するのですが、そうではないということであるとするならば、法定協議会を設置してそれと並行して議会の議論をつくし、また議会もそれらの審議をもとにして住民に対応を求めていく、というような形が順序として必要ではないか。

その為には2月4日までの段階で話し合いは結構なのですが、議会の個人自らの態度を示されない状況の中でどうやどうやと言うことによつて、批判もされています一般質問で議員が責任逃れみたいなことで住民投票と言っているということがここに書かれていますけれど、こういうふうに僕は受け止められるとするならば、これは議員として心外だと思うのです。ですからあくまでも議員はそういう権能を持つし、誤りがあってはならないようにより慎重に住民に判断し咀嚼しな

がら我々がきちっとした態度を示していくべきだと思うのです。そういう意味から言いますと、早急すぎるのではないかと思うのです。もう少し我々に理事者側が勉強できる材料を示しながら、認識を持っていけるような形にしていくべきだと思うのです。そうでないと議会としては無責任だと思うのです。ですから私はできるだけ議員自らは2月4日に開かれる協議会の位置づけを明確に町民に示しうる体制とあるいは論議を深めていくための場として提供するというを十分に理解してもらい、あるいはそういうことによってこの問題の議論を盛り上げていくという1つの場として捉まえるならそういう考え方も成り立つであろう。そういうことで考えていったらいいのではないかと思う。話し合いは大事でなければなりませんし、そういう機会を持つことは避けては行けませんけれど、2月4日まで云々という関係については計画すべきではないかと思う。むしろそのことから議会の無責任さというふうに言われることになりはしないかと思うので、僕はそれ以降の関係で十分そういうことを配慮して対応していくという形の方が望ましいと思います。

吉川委員　　お願いなのですが、7町の関係のまとめを年始に配布したいということなのですが、できるだけ早くまとめてもらって配布してもらいたい。委員長にお願いしたいのは、この委員会ではなく全協で説明会をやるということを委員会でまとめてもらう。それを早い時期にやっていただくようお願いしたい。もし12月26日に出せるようでしたら、早い機会にお願いしたい。

議　　長　　吉川委員から意見をもらっていますが、委員会の方から全協を開けというように連絡をいただければ18日に議運がありますので議運の委員長と協議させていただいて、日程的には事務担当とも相談させてもらって調整したいと思います。

委員長　　当委員会としてはこの説明会につきましては全協でやるということ

でよろしいですか。あと住民との懇談会ということなのですか。現状としては先ほど申しましたように、日程的にも内容的にも無理であるということで理解していただきたいと思います。仮に全協でやるとしても全協は傍聴できますからその旨について住民の方々が傍聴にきて我々と同じように説明を聞くという機会は確保されるわけですから、その分についても住民の方に情報提供はできると思います。

特別に住民との懇談会をするということではなく全協での説明会をもって住民の方にも参加して聞いていただくということで理解していただく。こういうまとめ方でよろしいですか。

(委員了承)

委員長 その他について委員より何か質疑、意見等あればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、その他についてもこれで終わります。

以上、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 (町長あいさつ)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。(午前10時24分)

|